

平成二十五年二月十九日受領  
答 弁 第 一 七 号

内閣衆質一八三第一七号

平成二十五年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員小池政就君提出バイオディーゼル混合燃料への軽油引取税課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小池政就君提出バイオディーゼル混合燃料への軽油引取税課税に関する質問に対する答弁書

軽油引取税については、全国に極めて多数存在する石油製品販売業者等により軽油の引取りが行われた段階等で課税される制度となっており、軽油は御指摘のバイオディーゼル燃料を含む他の一定の物質を一定量混和して自動車の燃料として使用することができることから、軽油引取税の課税対象でない物質を混和した軽油により脱税を行うことが可能であるという問題がある。したがって、政府としては、御指摘のような特例措置を講じようとする場合には、課税対象の的確な把握を行うための仕組みを構築することが前提となると考えており、まずは、このような仕組みが構築できるかどうかについて、課税庁である都道府県や石油流通業者等の関係者の意見を聴きながら、与党における御議論も踏まえて、検討してまいりたい。